

十二、通信従業員の利害に関する一切の内規公表に
關する件

回 答

身分關係に關する内規は其の性質上之を公表せざるを本則とするのみならず其の内規も大體の標準を示したるに過ぎざるを以て公表に適せざると認む其の性質上差支なきものは従業員に公表せしむべし。

十三、退職年金制度改善要求の件

回 答

年齢制限の撤廃加入期間の短縮を實施するには多額の支出を要し現在の共済組合の原資に於ては直に實施する事は困難と認め、尙現在の共済組合の精細なる事業報告書を作製し組合員に配付すべし。

十四、現業備人夏季特別優遇に關する件

回 答

夏季特別休暇並に特別手当支給の制を設くるは現在の財政關係に於て直に實現は相當困難と思料するも従來其の優遇方法に就ては考慮を怠らず本年の如きも暑中集配の減便勤勉手当の増額其の他夏季慰安設備等に不充分ながらも相當實現に努力せるものなり、尙今後も一層優遇の實を擧げるべく努力すべし。

十五、前年度大會可決條項實現促進に關する件

八

右提案の趣旨に基き、本部常任より、數回に亘り本省を訪問し實現方要望しつゝあつた處十一月九日大臣官房秘書課より、十三日選相官邸に於て回答する旨を通知あつたので、當日赤松、當、高地、菊地、梶原、山西、三浦、大槻、中里の委員が、今井田次官、吾妻保健課長、高木事務官と會見した。今井田次官より先づ省の意見として豫算に關係をもつものは、現政府の緊縮方針に違つて辛棒して貰ひたい、趣旨としては本省としても進んで實行したいものがあるが、何しろ緊縮方針の爲め遺憾である。

次いで吾妻保健課長より款項十九ヶ條に就き、大要左の様な回答があつた。

1、通信事業發達の爲め必要なる觀念を一般國民に普及するの件

回 答

實行

2、選舉運動に關する件

回 答

事業の性質上公衆の疑惑を招くが如き事なきを保する趣旨に基く。

3、年二回賞與支給に關する件

回 答

緊縮方針の爲め困難。

4、備人の公休日と劃一的に確立するの件

回 答 集配手十二日其の他の備人十四日目に一日の

方針

5、小包二度地並に郵便二度地日曜祭日減便の件

回 答 考慮(昭和五年四月一日實現)

6、一割増給實施要求の件

回 答 實行困難。

7、郵便區縮少の件

回 答 實行困難であるが努力する。

8、現業備人兵役後復職保證に關する件

回 答 従來も右案の趣旨に依り實行中であるが一層徹底に努むべし。

9、三等郵便局現業員待遇差別制度撤廢の件

回 答 實行中、今年度は少額ではあるが慰安費を計上

10、夜勤手当支給即時實施の件

回 答 豫算の關係上實現困難。

11、靴代増額の件

回 答 内勤者と雖も制服を貸與するものには支給した

い方針。

19、工事備夫制度改善の件

回 答 臨時備の範圍を出でない。

以上は通信省と交渉を必要とする問題であるので其の後に於ても本省訪問等の機會ある毎に、従事員大衆の熱意を陳べて其の實現方に付き努力して居る。

九